

川越市 PPP（公民連携）に関する基本方針

平成29年3月

川 越 市

－ 目次 －

1. PPP（公民連携）について	2
------------------	---

2. 策定の背景	3
----------	---

1. 国の動向	3
2. 本市の状況	4

3. 基本的な考え方	7
------------	---

1. 基本方針の位置付け	7
2. 基本方針	7

4. PPP 導入の視点	8
--------------	---

5. PPP の対象事業	9
--------------	---

6. PPP 手法の検討方策	10
----------------	----

1. 事業の検討フロー	10
2. 検討方法	10

7. PPP の主な実施手法	11
----------------	----

1. 行政サービス型	11
2. 地域協働・連携型	13
3. 公有財産活用型	14

【巻末資料】 川越市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン	16
------------------------------------	----

■はじめに■

社会経済状況の変化が進む中、多様な住民ニーズに対して効果的・効率的な公共サービスを提供するため、川越市では平成 17 年に「民間委託等の推進に関する指針」、「PFI 活用に関する基本指針」等の各指針を策定し、行政と民間の適切な連携を図りながら、数々の民間委託や PFI の導入を行ってきました。

しかしながら本市の財政状況は、今後の人口減少による市税等の減収や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加、人口急増期に集中的に建設された公共施設・インフラ施設の整備更新などによる財政需要の増加が見込まれることから、より厳しさを増していくことが予想されます。

このような中、公共サービスの質と量を維持するためには、行政が担うべき役割を整理した上で、民間の創意工夫によって効果的・効率的な公共サービスの提供が見込める事業については、より積極的に民間企業等との連携を図っていく必要があります。

一方、民間においては、近年、地域の課題に対してコミュニティビジネスの手法によって取り組む団体が次々と現れてきており、国の規制改革や行政サービスの民間開放の動きを新たなビジネスチャンスと捉え、公共サービス事業へ積極的に進出を図る民間企業も増えてきています。

このような背景を踏まえ、市がこれまで進めてきた公民連携について、改めてその基本的な考え方を整理するとともに、活用の範囲や具体的な手法、留意事項などを示すことにより、行政と民間が適切な役割分担のもとに手を取り合い、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくための礎として「川越市 PPP（公民連携）に関する基本方針」を策定するものです。

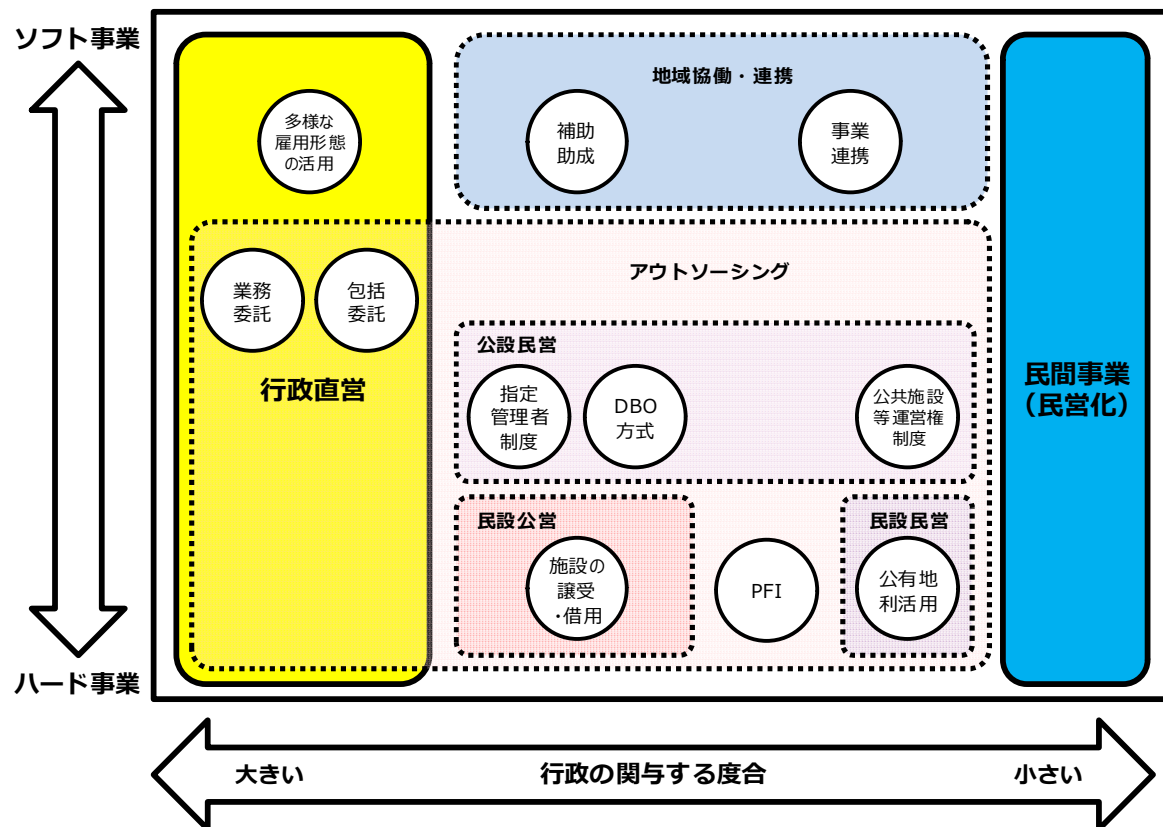
1. PPP（公民連携*）について

PPP とは

PPP（Public Private Partnership）とは、これまで行政が主体として担ってきた公共サービスについて、誰が最も効果的で効率的なサービスの担い手となり得るのかという観点のもと、行政と民間（市民・自治会・各種団体・NPO・企業等）との連携により提供していくという考え方です。

具体的には、民間委託、PFI、指定管理者制度等の事業手法とともに、地域協働等を含めた手法の総称となります。

■PPP の概念図



※PPP は主に「官民連携」と訳されますが、機能的な「官」と「民」の連携を意味するだけでなく、公共サービスの質を維持しながら効果的・効率的な連携を図っていくという意味を含め、本方針においては「公民」連携としています。

2. 策定の背景

1. 国の動向

国や地方自治体の財政悪化を受け、平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」が成立しました。また、平成 15 年には地方自治法の一部改正により、民間が行政に代わって公共施設の運営をおこなう『指定管理者制度』が導入されるとともに、平成 18 年には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が制定され、戸籍謄本や住民票等に関する窓口業務の民間委託等を可能にするなど、法整備によって民間との連携推進のための環境整備が進められてきています。

平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、公共サービスの無駄をなくして質を改善するために、民間活力を活かす改革を進めることとしており、これを受けた総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成 27 年 8 月）では、地方公共団体に対して、業務の標準化と効率化とともに、『民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中する』ことを求めています。

また、老朽化が進む社会資本の整備更新が全国的な課題となっている中、国は行政の歳出削減と民間のビジネス機会の拡大を両立させる手法として、PPP の代表的な手法である PFI 事業の導入を積極的に進めています。

平成 23 年の PFI 法改正により運営権を民間に設定する公共施設運営権方式を導入すると、これまで施設整備が中心であった PFI 事業の活用の範囲について、空港や港湾、上下水道に道路といったインフラ分野へと拡げてきています。

平成 25 年 5 月には「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」を決定し、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間で推進する PPP/PFI 事業の目標規模を 12 兆円と定めましたが、平成 28 年 5 月には「PPP/PFI 推進アクションプラン」として改定し、計画期間は変えずに目標規模だけをほぼ倍となる 21 兆円に設定しました。推進にあたっては、公共施設等運営権方式の活用拡大や公的不動産の有効活用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資など、多様な手法を活用することとしています。

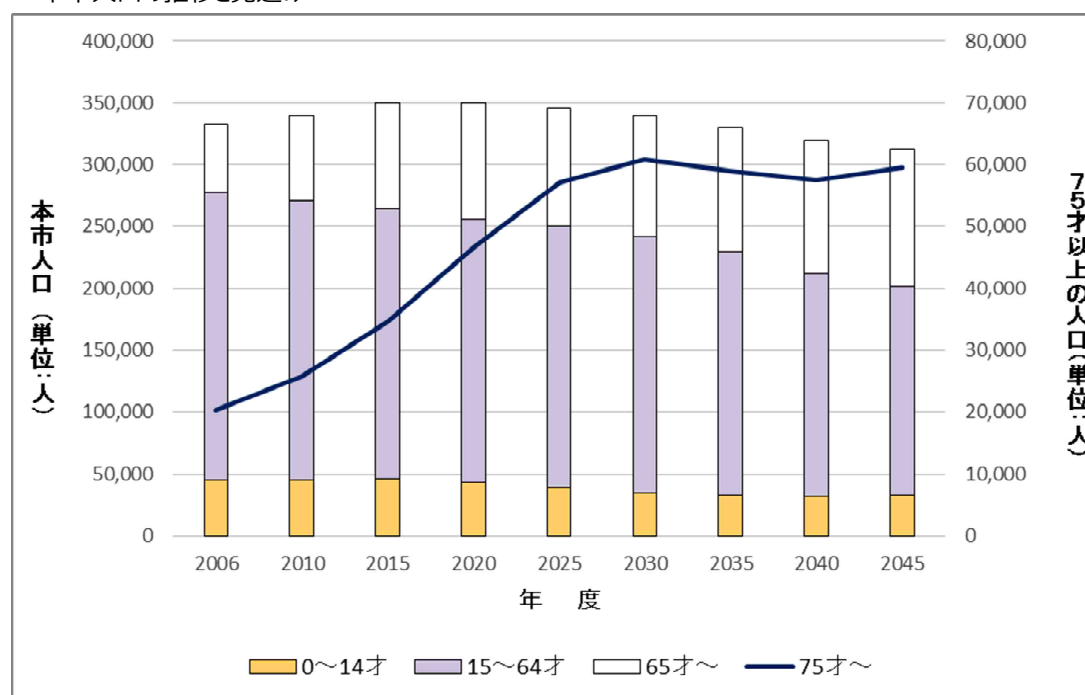
2. 本市の状況

I) 少子高齢化の進行と人口減少

1990（平成2）年に30万人を超えた本市の人口は、本市推計によれば2018（平成30）年を境に減少期を迎え、2045（平成57）年にはピーク時の89%となることが見込まれています。年少人口（0～14歳）とともに地域経済を支える担い手である生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）の増加が見込まれており、中でも75歳以上の高齢者の急激な増加が顕著となっています。

生産年齢人口の減少は市税収入等の減少へとつながり、少子高齢化の進行は社会保障費の増加を招くことから、市ではこれまで以上に行政経費の節減に向けて取り組んでいかなければなりません。

■本市人口の推移と見込み■



（出典）川越市住民基本台帳（各年1月1日）

II) 公共施設等の整備更新

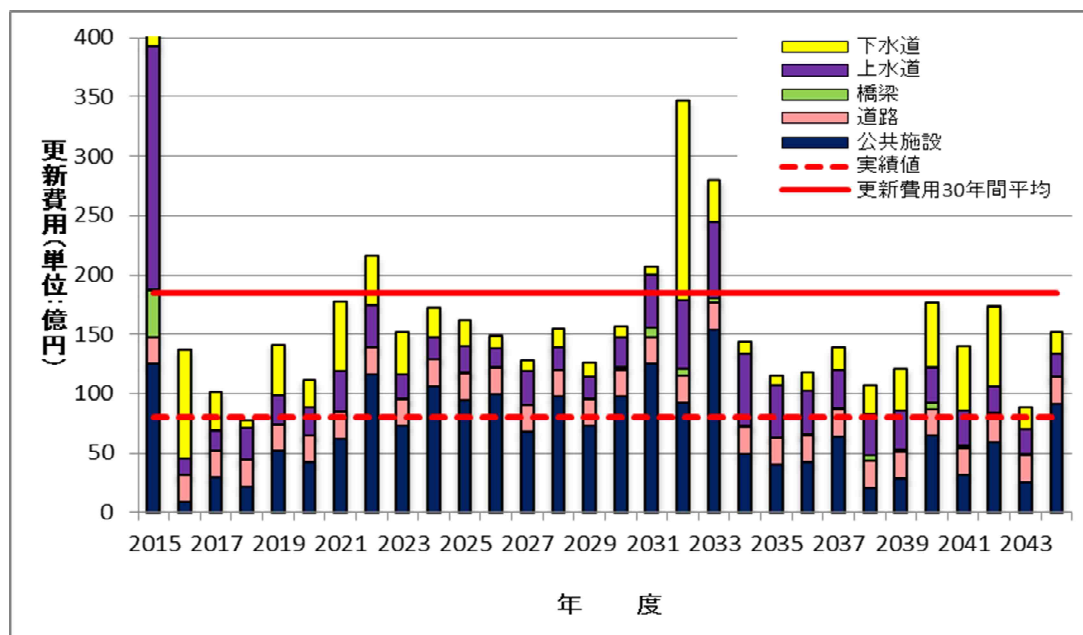
本市では、学校やホール等の公共施設や道路等のインフラ施設について、人口急増期の1970年代前半から1980年代前半にかけて集中的に整備してきました。現在、これらの施設が建設から30～40年を経過することで、経年劣化に対する整備更新が必要となってきてい

ます。

将来にわたる整備更新費用の見通しでは、1年あたり約184億円が必要となりますが、整備更新にかけられた実績値*と比較すると、1年あたり約116億円が不足しています。

限られた財源の中で必要な機能を維持していくためには、施設総量や受益者負担の適正化、施設の長寿命化を図るとともに、民間の資金や技術的能力等の活用を推進していくことが必要です。

■ 公共施設等の整備更新費用における試算結果 ■



(出典) 川越市公共施設等総合管理計画

※実績値は2010（平成22）年度から2013（平成25）年度において、公共施設等の整備更新に要した事業費ベースの経費による。

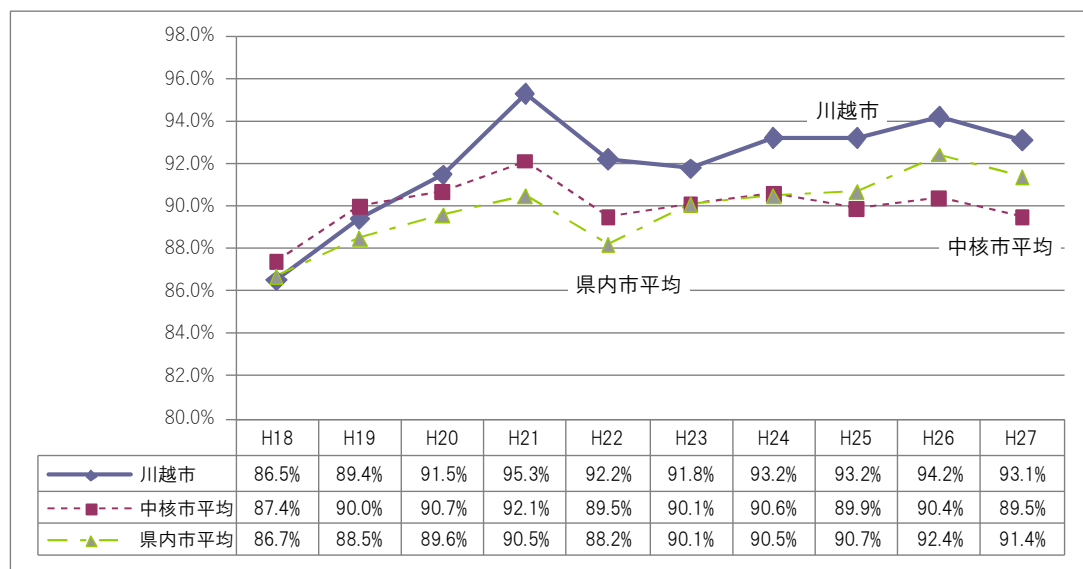
Ⅲ）財政構造の硬直化

生産年齢人口の減少によって税収等の減少が見込まれると同時に、少子高齢化の進展に伴って社会保障費等が増加していくなど、義務的経費の増加による財政構造の硬直化が多くの自治体で課題とされています。

本市においても、財政構造の硬直化が進むことに伴い、新たな行政ニーズに対応する財政的な余裕がなくなることが懸念されています。

行政として今後も安定して公共サービスを提供するとともに、老朽化した公共施設や道路等の整備更新を計画的に実施するためにも、財政の硬直化が進む厳しい財政状況の下では、民間の活力を生かした手続を導入するなど効率的な行財政運営に努める必要があります。

■ 経常収支比率の推移（普通会計） ■



平成28年度川越市中期財政計画をもとに作成

これまでに導入した主な公民連携事業

本市では平成17年に「民間委託等の推進に関する指針」、「PFI活用に関する基本指針」を定め、これまで上下水道料金の収納・受付業務の民間委託やなぐわし公園 PiKOA、新学校給食センターへのPFI導入を実施しています。

年 月	導 入 内 容
平成18年4月	総合福祉センターや運動公園陸上競技場など、28の施設へ指定管理者制度を導入
平成21年6月	提案型協働事業補助金及び協働委託事業を創設。年度内にそれぞれ14事業と3事業を実施。
平成22年4月	産業観光館への指定管理者制度導入
平成22年9月	なぐわし公園温水利用型健康運動施設の整備運営についてPFI手法を導入
平成25年4月	上下水道局営業業務について包括業務委託を開始
平成27年2月	文化芸術振興・市民活動拠点施設への指定管理者制度導入
平成28年1月	新学校給食センターの整備運営についてPFI手法を導入

3. 基本的な考え方

1. 基本方針の位置付け

平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする「第四次川越市総合計画」においては、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政経営を行うための施策として、行政経営マネジメントの推進を掲げています。

本方針は、行政経営マネジメントの観点から、本市における公民連携の基本的な考え方を示すとともに、民間との連携による適切な公共サービスの提供に向けて、総合的かつ計画的に公民連携を推進するものです。

2. 基本方針

I) PPP の積極的推進

これまで行政が主体となって提供してきた公共サービスについて、既存の枠組みにとらわれることなく、「民間が担うことができるものは民間に委ねる」ことを基本とし、市が果たすべき役割を整理した上で民間との最適な役割分担による公民連携を推進します。

市は、民間との最適な役割分担によって生み出した人的資源を、新たな課題等への対応に向けることで、公共サービス全体の向上を図っていきます。

II) 効果的・効率的な公共サービスの提供

公共サービスをより効果的・効率的に提供するという考えのもと、最小の経費で最大の効果を生み出すという VFM（Value For Money）の考えに基づき、従来手法も含めて最も適切な手法を判断します。また、判断においては単なるイニシャルコストだけの比較ではなく、ランニングコストを含めたライフサイクルコスト全体での比較を行います。



4. PPP 導入の視点

PPP の導入を推進するにあたっては、以下の 3 つの視点に基づき、期待する効果を明確にした上で検討・検証を行っていきます。

I) 市民サービスの向上

民間が持つ専門的知識や技術的能力等のノウハウを活用することにより、より市民のニーズに寄り添ったきめ細やかなサービスの提供を図ります。

II) 行財政運営の効率化

民間との適切な役割分担によって公共サービスの費用対効果を向上させるとともに、事務の外部化による職員定数の抑制や行政が担うべき業務への行政資源の集中配分により、行財政運営の効率化を図ります。

III) 地域経済の活性化

従来、行政が担ってきた公共サービスを民間に委ねることで、地域での新たな雇用を生み出すとともに、民間の創意工夫による新たなビジネスチャンスの機会を創出し、地域経済の活性化を図ります。

5. PPP の対象事業

市としての政策立案や公権力の行使、許認可等の行政が担うべき業務や民間が担うことに法的な制限がある業務を除き、すべての業務を検討の対象とします。

行政が担うべき業務

■政策立案等に関する業務

地域にとって重要な政策や施策の企画立案、条例制定等の業務

■公権力の行使や許認可を伴う業務

税の賦課徴収や行政処分など、市民に負担を負わせるものや権利義務を制限する業務

■法的な制限がある業務

法令や条例等により、業務の遂行が行政職員に限定されているもの

※なお、これらの業務についても、事務事業の細分化や再構築によって民間が担うことが可能な部分については、PPP 手法を導入する検討の対象とします。

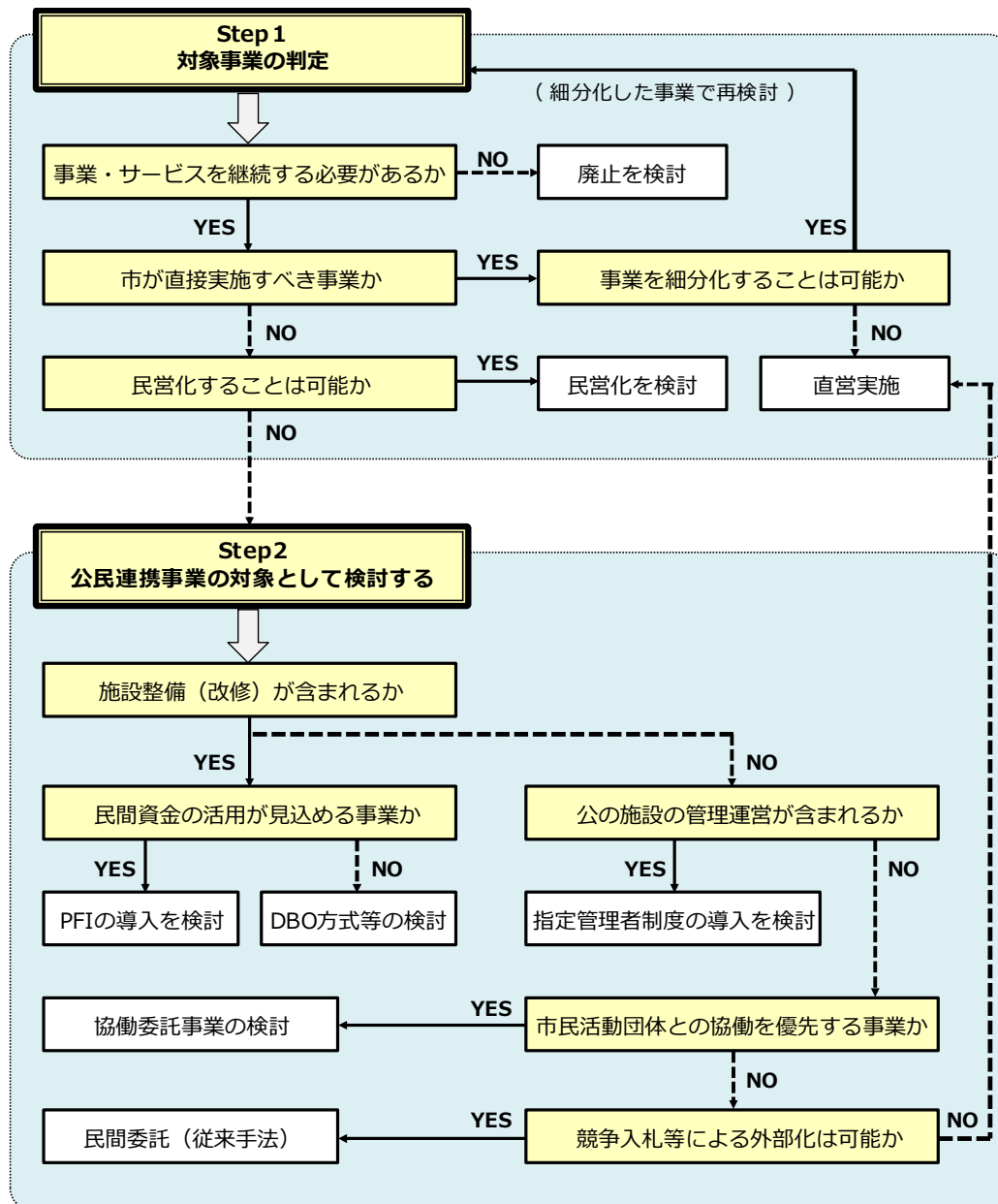
公共施設等の整備における PPP/PFI 手法の優先的検討

平成 27 年 12 月、内閣府の民間資金等活用事業推進会議により「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が策定されました。この指針では、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、民間の資金や技術的能力等を活用することで効果的・効率的となる一定規模の事業について、優先的に PPP/PFI 手法の導入を検討することを求めています。

川越市ではこれを受けて、その事業規模や金額から民間活力の導入効果が大きい公共施設等の整備について、より積極的に公民連携を推進するため、この『川越市 PPP(公民連携)の基本方針』と併せて、民間手法の導入を優先的に検討することとする『川越市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン』を定めました（16 頁参照）。

6. PPP 手法の検討方策

1. 事業の検討フロー



2. 検討方法

個々の事業の検討及び実施については事業の所管部署が行いますが、公共施設等の整備を伴う大規模事業等については、専門的な知識を踏まえた支援が必要となることから、対象事業となりうる事業については、総合政策部政策企画課へ協議することとします。

政策企画課は、市の財政状況を考慮した上で、第四次川越市総合計画や個別計画を俯瞰しながら、必要に応じて実施計画事業として位置付けるとともに事業課の支援を行うこととします。

7. PPP の主な実施手法

PPP の実施手法については、その目的や性質によって以下の3つの類型に分けられます。

類 型	実 施 手 法
行政サービス型	PFI、DBO 方式、指定管理者制度、民間委託など
地域協働・連携型	市民協働、連携協定など
公有財産活用型	公有地利活用、ネーミングライツ、広告事業など

1. 行政サービス型

行政が行っている業務について、公民の役割分担のもと、事業の一部または全部を民間が担う手法です。実施手法によって、行政が関わる度合いが異なります。

I) PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の整備において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、設計・建設（改修）、維持管理・運営等を民間が担うことにより、行政が直接実施するよりも効果的・効率的な公共サービスの提供を図るものです。

事業期間における施設の所有形態や事業内容により、BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 方式等に分類されます。

BTO 方式 (Build-Transfer-Operate)	民間が資金調達を行って、施設を設計・建設した後、施設の所有権を行政に移転する。民間は行政所有の施設において、維持管理・運営を行う。
BOT 方式 (Build-Operate-Transfer)	民間が資金調達を行って、施設を設計・建設した後、完成した施設の維持管理・運営を行う。事業期間の終了時に、施設の所有権を行政に移転する。
BOO 方式 (Build-Own-Operate)	民間が資金調達を行って、施設を設計・建設した後、完成した施設の維持管理・運営を行う。事業期間の終了後、民間は施設を保有し続けるか、撤去する。
RO 方式 (Rehabilitate-Operate)	民間が資金調達を行って、行政が所有する施設の改修を行い、その施設の維持管理・運営を行う。

本市での事例

なぐわし公園 PiKOA、新学校給食センター

Ⅱ) DBO (Design Build Operate) 方式

公共施設等の整備において、資金調達は行政が行った上で、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、設計・建設（改修）、維持管理・運営等を民間が担う手法です。なお、施設の維持管理・運営は行政が担う DB (Design Build) 方式もあります。

Ⅲ) 指定管理者制度

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に、公の施設の維持管理・運営を行わせることができる制度です。なお、指定管理者は公の施設の「使用許可」（行政処分に該当）を行うことが可能です。

本市での事例

川越市北部/東部地域ふれあいセンター、川越市市民聖苑やすらぎのさと、川越市やまぶき会館、川越西/南文化会館、川越運動公園（陸上競技場・総合体育館・テニスコート）、川越市総合福祉センター、川越市養護老人ホームやまぶき荘、川越市老人憩いの家（小ヶ谷・高階北・川越駅東口）、川越市霞ヶ関東老人デイサービスセンター、川越市芳野台体育館、川越市中高年齢労働者福祉センター、川越市産業観光館など

Ⅳ) 公共施設等運営権制度（コンセッション）

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政に残したまま、運営権を民間に移転する手法です。民間は利用料金に基づく独立採算で、施設の維持管理・運営を行います。

インフラ施設や収益施設など、公の施設以外の公共施設の維持管理・運営が行える点、事業の経営主体が民間となる点が指定管理者制度と大きく異なります。

Ⅴ) 民間委託

行政が直営で行っている業務について、その監督権限を有したままで民間に委託するものです。民間の高度な専門知識・技術の活用が図れる専門的業務や、定型的・機械的な業務を委託することにより、効果的・効率的な業務の実施やコストの削減を図ることができます。

なお、民間委託の中には、事務事業に係る一連の業務を包括して委託する包括委託があります。

本市での事例

上下水道局営業業務包括業務委託、川越市市営住宅管理代行業務委託、市立図書館管内奉仕業務委託、斎場火葬等業務委託、し尿収集業務委託など

VI) 労働者派遣

民間が雇用する、専門性が高く一定のスキルを持つ人材を、行政の業務に従事させるものです。民間委託と異なり、業務従事者に対して行政が直接指揮命令を下すことが可能です。

2. 地域協働・連携型

行政と民間が事業の目的を共有し、それぞれの役割と責任の下で、互いに協力して公共サービスを提供していく手法です。

I) 市民協働

市民生活に直接的な関わりがある事業について、行政と市民や民間団体がお互いに対等な立場で協力して実施する手法です。市民や民間団体が持つ専門性や当事者性を生かすことで、効果的・効率的な業務の実施が可能となります。

本市での事例

協働委託事業、提案型協働事業補助金など

II) 連携協定

公共サービスの事業分野において、行政と大学等の教育・研究機関や民間が、お互いが持つ資源や能力を生かした役割分担により、長期間にわたって協力していくものです。

まちづくり・福祉・環境・防災等の幅広い分野における包括連携協定と、特定の事業分野に関する事業連携協定があります。

本市での事例

市内4大学（東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学）との基本協定、女子栄養大学との包括協定、西武ライオンズとの基本協定、埼玉りそな銀行との包括協定など

3. 公有財産活用型

行政が所有する土地や建物等の公有財産を活用し、収入の増加を図るとともに、民間がその公有財産を活用して事業を展開する手法です。

I) 公有地利活用

行政が所有する土地について、借地や土地信託を行うことで財源を確保するとともに、民間が地域の価値や施設の利便性を高める事業を行うことで、公共サービスの向上をはかるものです。

定期借地権方式	公有地に更新のない定期借地権を設定して民間に賃貸し、民間が施設の建築、運営を行う。施設の区分所有など、一部に公共施設等の整備を条件とすることも可能である。
公有地信託	公有地を民間に信託し、受託した民間が施設建設およびテナント運営を行う。行政は、受託者がテナントから受ける賃料収入の一部を信託利益として受け取る。

本市での事例

川越駅西口市有地利活用事業、西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業（埼玉県との合同事業）

II) ネーミングライツ（施設命名権）

スポーツ施設や文化施設等の公共施設に対し、企業名等の愛称をつける権利を民間に付与し、その対価を行政の財源とします。民間にとっては、市民が一般的に利用する施設に愛称を付けることで、広告効果が期待できます。

III) 広告事業

行政が発行する印刷物のほか、ホームページや公用車などの資産を広告媒体として活用することで、民間からの広告収入を得るものです。民間にとっては、知名度の向上や販売促進等の効果が期待できます。

本市での事例

市民課番号案内表示、市公式ホームページ、印刷物（川越市民のしおり、健康づくりスケジュール、家庭ごみの分け方・出し方、川越市子育て情報誌、介護サービス事業者ハンドブック、市民課窓口封筒、クリーン川越市民運動用ごみ袋）、霞ヶ関駅自由通路有料広告など

8. PPP の導入における留意事項

1. サービス水準の確保

単なるコスト削減によって公共サービスの質を落とすことのないよう、確保すべきサービス水準を可能な限り仕様書等で明記するとともに、事業の実施過程においても定期的な検証を行うこととします。

2. 責任所在の明確化

市の責任範囲と民間の責任範囲について、仕様書や契約書、協定書等において明確にするとともに、事業の実施過程においても、市の管理・監督機能が十分に働くように留意します。

3. 法令順守の徹底

相手方となる民間に対し、地方自治法や労働関係法令など、事業を実施する上で遵守しなければならない事項について徹底します。また、守秘義務を必要とする事業については、導入の検討段階において十分に留意するとともに、契約書や協定書等において明確に示すこととします。

4. 知識・技術等の維持

公共サービスの適正な提供について検証する能力を維持するため、PPP の導入後も、市が蓄積してきた知識・技術等が失われることのないように努めます。

5. 競争性・透明性の担保

公共サービスを担う民間の決定に際しては、正当な理由なく、長期にわたる固定化や業務の独占等が生じることのないよう、法令等に十分留意し、競争性・透明性を確保した手続きによって行います。

6. 民間の状況把握

適切な公民連携を進めるため、相手方となる民間の技術水準や業務遂行能力、業務実績等の把握に努めます。また、同種の事務を行っている他自治体の情報収集を行うとともに、当該事業に関する市場の動向等についても把握に努めることとします。

川越市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン

川越市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン

1. 基本事項

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI の手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

(1) 目的

本ガイドラインは、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
公共施設等	PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
公共施設整備事業	PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備に関する事業
利用料金	PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
運営等	PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
公共施設等運営権	PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
優先的検討	本ガイドラインに基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
指針	「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）

2. 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 川越市公共施設等総合管理計画に基づき「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日 総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を行うとき
- 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3. 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業の基準

次の①及び②に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- ① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- 建設、製造又は改修にかかる費用の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業
- 単年度の維持管理及び運営にかかる費用の総額が 1 億円以上の公共施設整備事業

(2) 対象事業の例外

対象事業の例外として、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業（ただし、法的に制限されている業務を除いた上で実施することが可能な事業については、この限りではない。）
- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4. 適切な PPP/PFI 手法の選択

(1) 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、費用総額の比較による評価に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

指定管理者制度	費用総額の比較による 評価の省略
当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する BTO 方式	簡易な検討を省略し、 詳細な検討を実施
民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法	

5. 費用総額の比較による評価（簡易な検討）

（1）簡易な検討

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

採用手法の選択において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- 公共施設等の運営等の費用
- 民間事業者の適正な利益及び配当
- 調査に要する費用
- 資金調達に要する費用
- 利用料金収入

（2）その他の方法による簡易な検討

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- 類似事例の調査を踏まえた評価

6. 費用総額の比較による評価（詳細な検討）

市は、簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7. 評価結果の公表

市は検討による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(1) 簡易な検討の結果

PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後等適切な時期

(2) その他の方法による簡易な検討の結果

PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）	入札手続の終了後等適切な時期

(3) 詳細な検討の結果

PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等費用 (運営等を除く。)		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		